

標題

「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行
(第四次施行分/平成31年1月8日施行)」に伴う海上
労働証書の有効期間延長について(日本籍船舶)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1172
発行日 2019年1月8日

各位

今般、国土交通省より添付の通達「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行等について(第四次施行分):国海員第381号」(平成30年12月25日付)が発出されました。
(添付資料1.参照)

(通達概要について)

「1月8日施行分」

1. 海上労働証書の有効期間の延長について(添付資料2.参照)

更新検査の結果、従前の MLC 証書の有効期間が満了する日までの間に新たな MLC 証書の交付を受けることができないものについては、従前の MLC 証書の有効期間を最大5ヶ月延長されることとなりました。

この場合、有効期間延長の適用が必要な船舶所有者は更新実施に先立ち、事前に管轄地方運輸局に従前の MLC 証書の有効期間延長を申請し、「有効期間延長事由の確認証」を受給することが必要となります。

* 更新検査の結果、従前の証書の有効期間が満了する日までの間に新たな更新 MLC 証書の交付を受けることができない場合の「延長事由」とは、

- 1) 定期(更新)検査を外国において受検する場合。
- 2) 日本国内にて定期(更新)検査を受検するが、地理的条件、交通事情により速やかに新たな更新 MLC 証書の船内備置ができない場合。
- 3) 定期(更新)検査後、ただちに出港する必要がある場合。
- 4) 災害により速やかに新たな更新 MLC 証書の船内備置ができない場合。

(留意点)

従前の海上労働証書が有効期間内であっても、新たな証書が交付され、船舶に備え置かれた時点で従前の海上労働証書は効力を失う。

2. 証書の有効期間の起算日について

期間内(満了日より3ヶ月以内)に更新検査を受検した場合、新たな証書の有効期間は、従前の証書の起算日が引き継がれる。

ただし有効期間満了日から3ヶ月以前に更新検査を受検した場合は当該証書の有効期間延長の有無にかかわらず新たな証書の有効期間の起算日は、更新検査合格日とする。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. 経過措置について

施行日(平成 31 年 1 月 8 日)以後に更新検査を受けた船舶に適用する。
また、施行日前に公布された証書は施行日以降も有効期間まで有効である。

(その他)

・証書交付済証明書と 5 ヶ月延長の関係について

更新検査を受け証書の満了日までに新たな海上労働証書を従前の交付を受けられないもので、従前の証書の 5 ヶ月延長の申請をしたものは、海上労働証書の有効期間の延長の適応を受けることができるため、証書交付済証明書の交付は行わない。
一方、臨時並びに初回検査時に発行される海上労働証書であって、速やかに船内備置ができないものには、現行通り「交付済証明書」で対応する。

・延長の申請を行わなかった場合について

- 1) 従前の海上労働証書の有効期間の 5 ヶ月延長適用が受けられない。
- 2) 上記 1)ため、証書満了日までに新たな証書を船舶に備え置く必要がある。
- 3) この場合、証書交付済証明書の交付は行わない。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd@classnk.or.jp

添付:

1. 通達国海員第 381 号
2. 5 ヶ月延長スキームについて

資料①

国海員第381号
平成30年12月25日

各地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

海事局船員政策課長
(公印省略)

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行等について
(第四次施行分)

2006年の海上の労働に関する条約（以下「海上労働条約」という。）及び1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の改正に伴う「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」（平成29年法律第21号。以下「改正法」という。）が昨年4月21日に公布され、改正法附則第1条第4号の規定により平成31年1月8日に、改正法の一部が施行されることとなっている。

これに併せ、平成30年6月15日に「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年国土交通省令第49号。以下「改正省令」という。）を公布したところである。

改正法による改正後の「船員法」（昭和22年法律第100号）等の主たる内容は下記のとおりであり、その取扱いについて関係通達を改正するので、今後、法令の円滑な施行のため各地方運輸局等においては、今回の趣旨を十分理解の上、業務遂行に遺漏なきよう期されたい。

なお、本通達内容の各船主への通知は、日本船主協会加盟船主については、日本船主協会を通じて通知しているところ、貴局管内の日本船主協会加盟船主以外の船主については、貴局により同様に周知願いたい。

記

[1月8日施行分]

第1 海上労働証書の有効期間延長について（改正法第100条の3並びに改正省令による改正後の船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成25年国土交通省令第32号）第12条の2及び第13条）

海上労働条約の改正に基づき、更新検査の結果、新たな海上労働証書（以下「証書」という。）の交付を受けることができる船舶であって、改正省令に定める一定の事由に該当し、従前の証書の有効期間が満了する日までの間に、新たな証書の交付を受けることができない場合について海上労働証書の5ヶ月延長の申請があったときは、従前の証書の有効期間を最大5ヶ月間延長することとした。

なお、改正法第100条の3第3項中「当該検査に係る海上労働証書が交付される日」及び改正後の船員の労働条件等の検査等に関する規則第13条中「当該定期検査に係る海上労働証書の交付を受けた場合」とは、新たな証書が交付され、船舶

内に備え置かれる日（場合）をいう。

第2 証書の有効期間の起算日について（改正法第100条の3第5項）

改正法第100条の3第5項の規定により、同項各号に該当する場合における更新検査後の新たな証書の有効期間は、従前の証書の起算日が引き継がれること（新たな証書の起算日は、従前の証書の有効期間満了日の翌日）となる。

この場合において、従前の証書の有効期間満了日から3月以前に更新検査を受検し合格した船舶については、当該証書の有効期間延長の有無にかかわらず新たな証書の有効期間の起算日は、更新検査合格日とする。

第3 経過措置について（改正法附則第5条及び改正省令附則第4条）

改正法附則第5条により、証書の有効期間延長については、改正法施行日以後に更新検査を受けた船舶に適用することとした。

また、改正省令附則第4条により、改正省令施行日前に交付された証書については、その有効期間中に限り、改正法施行日以降も有効であることとした。

〔関係通達の改正について〕

第1 海上労働条約の批准に伴う船員法の一部を改正する法律の施行等について（海上労働検査、海上労働証書及び登録検査機関関係）（平成25年5月1日国海運第25号）の海上労働遵守措置認定書 第I部（別添6）を添付のとおり改正する。

第2 海上労働検査関係事務取扱要領（平成25年5月1日国海運第27号）を添付のとおり改正する。

第3 海上労働検査受検等に関するガイドライン（平成25年5月1日国海運第27号 別冊）を添付のとおり改正する。

第4 海上労働検査実施要領（平成25年5月1日国海運第28号）を添付のとおり改正する。

資料②

5ヶ月延長スキームについて

運輸局にて更新検査を実施する場合



登録検査機関にて更新検査を実施する場合

